

幕別町監査委員条例の一部を改正する条例（第 1 条関係） 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
○幕別町監査委員条例 (昭和40年 9 月30日 条例第18号) 第 1 条及び第 2 条 略 (請求又は要求による監査) 第 3 条 監査委員は、法第75条第 1 項、法第98条第 2 項、法第242条第 1 項若しくは法第243条の 2 の 8 第 3 項の規定による監査の請求又は第 199条第 6 項の規定による監査の要求があったときは、当該監査の請求又は要求を受理した日から 7 日以内に監査に着手しなければならない。 第 4 条～第11条 略	○幕別町監査委員条例 (昭和40年 9 月30日 条例第18号) 第 1 条及び第 2 条 略 (請求又は要求による監査) 第 3 条 監査委員は、法第75条第 1 項、法第98条第 2 項、法第242条第 1 項若しくは法第243条の 2 の 9 第 3 項の規定による監査の請求又は第 199条第 6 項の規定による監査の要求があったときは、当該監査の請求又は要求を受理した日から 7 日以内に監査に着手しなければならない。 第 4 条～第11条 略

幕別町水道事業、簡易水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 (第2条関係) 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
○幕別町水道事業、簡易水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例 (昭和43年3月23日 条例第3号) 第1条～第5条 略 (議会の同意を要する賠償責任の免除) 第6条 法第34条により準用する地方自治法(昭和22年法律第67号) <u>第243条の2の8第8項</u>の規定により上下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は当該賠償責任に係る賠償額が1,000千円以上である場合とする。 第7条及び第8条 略	○幕別町水道事業、簡易水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例 (昭和43年3月23日 条例第3号) 第1条～第5条 略 (議会の同意を要する賠償責任の免除) 第6条 法第34条により準用する地方自治法(昭和22年法律第67号) <u>第243条の2の9第8項</u>の規定により上下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は当該賠償責任に係る賠償額が1,000千円以上である場合とする。 第7条及び第8条 略